

## 経営者保証に関するガイドライン

ガイドラインとは、経営者保証における合理的な保証契約のあり方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則で、対象金融機関の合意が必要です。

### Q1. 経営者保証なしで新規融資を受けるにはどうすればよいの？

A. 3つの条件を満たすことで経営者保証なしで新規融資を受けられる可能性があります。

法人と経営者との  
関係の明確な  
区分・分離

財務基盤の  
強化

財務状況の正確な  
把握、適時適切な  
情報開示等による  
経営の透明性の確保

### Q2. 事業承継を考えているが経営者の個人保証はどうなるのだろう？

A. ●Q1と同様に、3つの条件を満たすことで、経営者の個人保証が解除できる可能性があります。

但し、旧経営者の保証を解除するためには、以下のような取り組みが考えられます。

- 例) ▶ 旧経営者が、形式的にも実質的にも経営から退くこと  
 ▶ 旧経営者が、法人から社会通念上適切な範囲を超える借入等を行っている場合には、これが返済されること  
 ▶ 法人の返済能力や担保が乏しく、金融機関が旧経営者の資産を、信用補完上保全価値があるものと認識していた場合には、後継者等から同等程度の保全が提供されること  
 (ガイドラインQ&A Q6-2)

### Q3. 事業再生や債務整理をしたいけれど、個人保証があるから踏み切れない。どうすればよい？

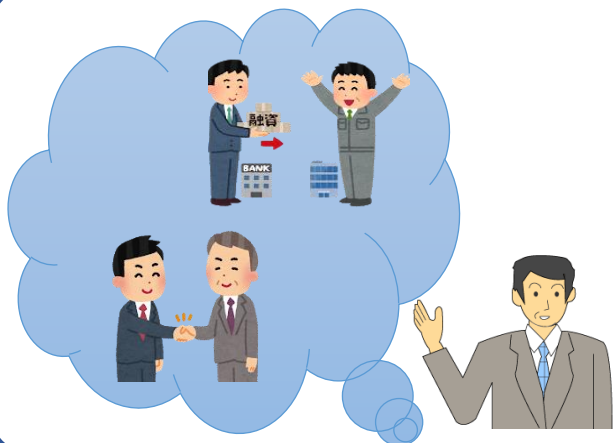
A. 法人の債務整理手続きと同時に、破産手続きによらず経営者の保証債務の整理を求めることができる可能性があります。  
 (ガイドライン7項)

ガイドラインに基づいて適切なアドバイスを行う

**専門家**(弁護士・会計士・税理士・中小企業診断士)を

**無料**で年3回まで派遣いたします。

裏面の**専門家派遣 相談窓口**にお気軽にお問合せください。



## 経営者保証ガイドラインに関する専門家派遣

中小企業事業者・小規模事業者等

### 経営者保証に依存しない融資

☆新規借入

### 経営者保証の見直し

☆既存契約  
☆事業承継

### 個人保証債務の免除等

☆保証債務の整理時

融 資

保証債務履行

銀行などの  
金融機関

☆経営者保証に関するガイドラインにより課題を解決できる可能性があります

気軽に

安心して

相談

経営者保証に関する  
ガイドライン専門家派遣の流れ

お近くの商工会議所、商工会、中小機構地域本部等

申込み | 申込用紙(webからダウンロード)に記入押印後  
原本を郵送

受付 | 事務局での専門家の選定、日程調整

専門家の派遣 | 専門家と直接面談

無料で  
年3回まで

お申込み前に  
まずは事務局へ  
ご連絡ください

<相談受付窓口>

経営者保証に関するガイドライン事務局  
株式会社パソナ

TEL : 03-6262-5075

メール : keieisha\_hosho@pasona.co.jp

URL : <https://hosho.go.jp/>